

最近のトピックス

いりどりREPORT No.9では、「DC拠出限度額の見直し」と「Smart Life Designer」についてお伝えいたします。

年金制度におけるDC制度への関心が高まるなか、積極的に制度をご活用いただければ幸いです。

DB・DCコラム



DC拠出限度額の見直しについて

DBとDCを併用している場合のDC拠出限度額（拠出枠）は一律月額27,500円となっておりますが、公平性の観点から、2024年12月以降はDBの掛金水準（他制度掛金相当額）に応じて調整されることになります。

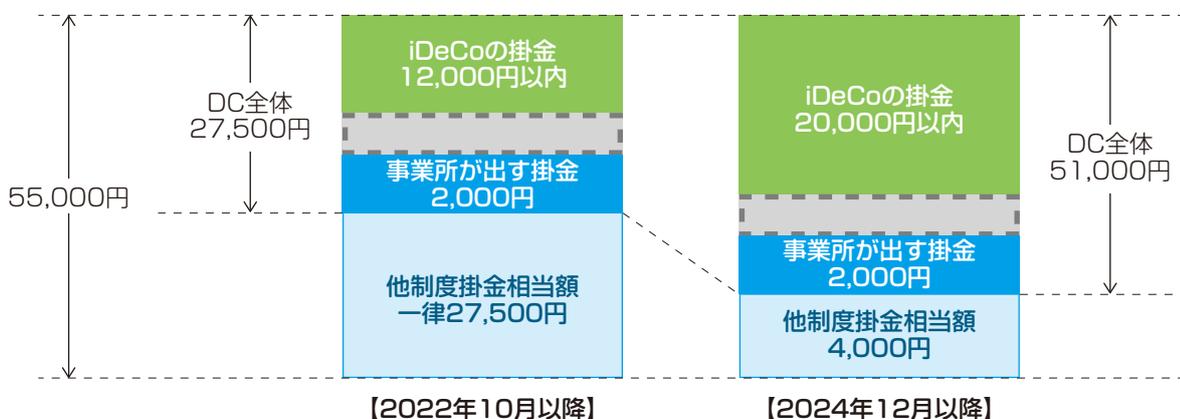
DCを実施する際の掛金上限額の定義が変更になります

	DB等の掛金水準にかかわらず、拠出限度額は一律月額27,500円
法改正前	$\text{DC拠出限度額} = \text{月額27,500円}$ ※このうち、iDeCoを利用する場合のiDeCoの拠出枠は月額12,000円
法改正後 2024年12月以降	$\text{DC拠出限度額} = \text{月額55,000円} - \text{当基金の他制度掛金相当額(注)}$ ※このうち、iDeCoを利用する場合のiDeCoの拠出枠は月額20,000円 (注)他のDB等に参加している場合は、他のDB等の他制度掛金相当額を合算したうえでDC拠出限度額を算出する必要がありますのでご注意ください。 当基金の他制度掛金相当額(注) 第1実施事業所:2,000円 第2実施事業所:4,000円 第3実施事業所:7,000円 第4実施事業所:8,000円



POINT 当基金の他制度掛金相当額は、事業所の加入年金区分に応じた金額となります。
(事業所毎・個人毎には算出しません。)

【例】他制度掛金相当額が月額4,000円、DCの事業所が出す掛金が月額2,000円の場合



これまでDC全体の利用可能額は一律月額27,500円でしたが、2024年12月以降は「月額55,000円からDB等の他制度掛金相当額を差し引いた残り」となり、皆さまのDC利用可能額が増減する場合があります。

